

## 学校選択制度「よくある質問」

### Q1 私立・国立・都立学校を受験する予定ですが、学校選択の申し立てはできますか？

私立学校等を受験する予定であっても、申し立てをすることができます。受験の結果、私立学校等に入学が決定した場合は、入学する学校の入学許可書または承諾書をご持参の上、学務課の窓口にてお手続きをお願いします。

### Q2 どの学校を選んでも良いのですか？

受入枠のある小・中学校から選ぶことができます。ただし、通学の方法は、徒歩以外は電車、バスなどの公共交通機関を利用する場合に限られます。自転車通学は一切認められませんので、通学の安全を考え、無理のない距離にある学校を選ぶことも大切です。

## 「指定校変更制度」について

「学校選択制度」とは別の制度で、以下の事由等に該当する場合は、受入枠に関係無く指定校変更の申し立てができます。表面記載の申し立て期間中にお手続きをお願いします。また、事由によっては添付書類が必要な場合がありますので、詳細はお問い合わせください。(ホームページに本制度の詳細を掲載しています。)

### 〈指定校変更の主な事由〉

- 令和4年度に兄・姉が在学している学校に、弟・妹を通わせたい。
- 両親共働き又はひとり親家庭で、学校帰宅後の預かり先の住所地の指定校に通わせたい。
- 市内転居が決まっており、転居先の住所地の指定校に前もって通わせたい。

### 小学校分布図



### 中学校分布図



## 保護者の皆様へ

令和4年度入学 西東京市立小・中学校

# 学校選択制度のご案内

この制度は、通常の学級に入学する新1年生を対象とし、西東京市教育委員会が就学予定児童・生徒の保護者へ就学校(入学する小・中学校)を通知する前に、保護者が西東京市立小・中学校の中から入学を希望する学校を事前に申し立てることができる制度です。住所地の指定校に入学される場合は、お手続きの必要はありません。(住所地の指定校については内面の学校一覧でご確認ください。)各学校の施設状況等により受入枠を設定していますので、この枠を超える申し立てがあった場合には、抽選となります。あらかじめご了承ください。また、施設状況等により本制度による受入れができない学校がありますので、学校一覧をご確認の上、申し立てをお願いします。



西東京市マスコットキャラクター「いーな」  
©シンエイ/西東京市

### 申し立て期間・受付窓口

※窓口にて「学校選択申立書」を記入していただきます。

▶田無第二庁舎3階 学務課窓口での受付  
10月1日(金)～10月29日(金)(土日を除く)

▶保谷東分庁舎地下1階会議室 臨時窓口での受付  
10月20日(水)～22日(金)の3日間

※受付時間はどちらも 午前8時30分～午後5時

- 申し立て期間を超過した場合、いかなる理由があっても学校選択の申し立てはできませんので、ご注意ください。
- この制度は「先着順」ではありません。申し立ての受付順にかかわらず、受入枠を超えた場合は抽選を行います。

西東京市教育委員会 教育部 学務課 学務係(田無第二庁舎3階) ダイヤルイン **042(420)2824**

### 〈入学までの流れ(予定)〉



※1.申し立て状況はホームページにて発表します。抽選対象となった場合は個別に通知します。抽選結果は11月30日に発送予定です。(公開抽選会場で抽選日当日のみ結果を確認することはできませんが、電話及び窓口でのお問い合わせは受付いたしませんので、あらかじめご了承ください。)  
※2.申し立て受付期間内に受入枠の人数に達した学校への変更はできません。